官民競争入札等監理委員会

(設置根拠:公共サービス改革法 第37条)

監理委員会の役割

- ○公共サービス改革基本方針の案の議を経ること
- 〇官民競争入札実施要項等の議を経ること
- 〇官民競争入札の落札者の決定に係る評価の議を経ること
- 〇前記の事務等に係る報告の徴収、勧告等 等

官民競争入札等監理委員会委員名簿

落合 誠一 中央大学法科大学院教授(委員長)

本田 勝彦 日本たばこ産業株式会社取締役相談役(委員長代理)

逢見 直人 日本労働組合総連合会 副事務局長

小幡 純子 上智大学大学院法学研究科教授

樫谷 隆夫 公認会計士

片山 善博 慶応義塾大学大学院法学研究科教授

小林 麻理 早稲田大学大学院公共経営研究科教授

寺田 千代乃 アートコーポレーション株式会社代表取締役社長

前原 金一 昭和女子大学副理事長

森 貞述 愛知県高浜市長

吉野 源太郎 社団法人日本経済研究センター客員研究員

渡邊 惠理子 弁護士

※ 委員は50音順

【問い合わせ先】

内閣府 公共サービス改革推進室 官民競争入札等監理委員会事務局 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 1 階 電話 03-5501-1653、03-5501-1878 法律条文、公共サービス改革基本方針、監理委員 会の開催状況等は下記の内閣府のホームページ で公開。

http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html

平成 19 年 12 月 24 日現在

公共サービス改革法

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律: 平成 18 年 7 月施行)

<趣旨・目的>

- ▶ 官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の 創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現(他方で、不要な公共サービスは廃止する)
 - ※「官民競争入札」とは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札 に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

<ポイント>

対象事業の選定

▶ 公共サービス改革基本方針の策定・改定を通じ、官民競争入札等の対象事業を定める

実施要項

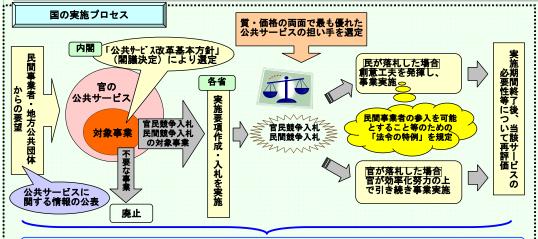
- 入札の実施について定める「実施要項」を、各省庁等が作成し、監理委員会の議を経る
- ▶ 実施要項には、確保すべきサービスの質、入札参加資格、落札者の決定に係る評価の基準。 従来の実施状況の情報開示等を定める。

法令の特例

▶ 法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても、官民競争入 札等の実施が可能に

民間事業者の適切かつ確実な実施の確保

- > 守秘義務やみなし公務員規定を適用
- ➢ 民間事業者の監督のための規定(報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等)を整備



「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保 ~ 「公共サービス改革基本方針」、「官民競争入札等実施要項」等の審議等

公共サービス改革基本方針

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、①公共サービスの改革 に関する政府の取組みの共通の指針、及び ② 廃止や官民競 争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの

最初の基本方針を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定。対象事 業の追加等のための基本方針の改定を同年 12 月 22 日、平成 19年10月26日、同年12月24日に閣議決定

共通の指針

- 〇 公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減
- 公共サービスの適正かつ確実な実施の確保
- 〇 地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
- 入札対象の公共サービスにつき、実施期間後の実施のあり方に関する評価
- 〇 官民競争入札等監理委員会(公正中立な立場で能動的積極的な審議を実施)
- 〇 公務員の処遇

主な官民競争入札等の対象事業(国・独法)

- 1. 統計調査関連業務
- 〇 科学技術研究調査 (指定統計)
- 〇 経済産業省企業活動基本調査 (指定統計)
- 2. 登記関連業務
- 〇 登記事項証明書の交付等(全国 550 箇所のう
- ち、22 箇所)
- 3. 社会保険庁関連業務
- 国民年金保険料収納事業(全国312箇所のう ち、19年度から95筒所、20年度から90筒所)
- 4. ハローワーク関連業務
- ハローワークの職業紹介事業(都内2箇所 のハローワークにおいて民間委託部門を併設)
- 5. 公物管理関連業務
- 〇 国立公園関係施設の維持管理
- 6. 施設管理•運営業務等
- 〇 内閣府の庁舎の管理・運営
- 〇 各省の研修教育施設の管理・運営(19箇所):〇(独)都市再生機構
- 7. 独立行政法人の業務
- 〇(独) 国民生活センター
 - ・企業・消費者向けの教育・研修 等

- 〇 美術館・博物館・競技場等の管理・運営
- O 国際協力·国際交流関係事業
- 〇(独)雇用・能力開発機構
 - ・職業訓練事業、私のしごと館運営等
- 〇(独) 高齢・障害者雇用支援機構
 - ・高齢期雇用就業支援コーナー事業
- O 国立病院・労災病院等の医業未収金 徴収
- 〇(独)日本貿易振興機構
 - ビジネスライブラリーの運営
- ・アジア経済研究所図書館の運営
- 〇(独)中小企業基盤整備機構
 - ・中小企業大学校の研修・施設運営
- 〇(独)国際観光振興機構
 - 海外観光宣伝事務所の旅行博等出展
 - 通訳案内士試験実施業務
- · 賃貸住宅入居者募集
- 〇(独)環境再生保全機構
 - 公害健康被害補償の徴収

入札済事業の概要(国・独法)

<9事業合計>

従来の実施に	従来の実施に	•	民間事業者
要した人員	要した経費		の落札価格
約 1,510 人 (約 460 人)	約 82 億円		約 38 億円

くうち主な事業>

-95 箇所の社会保険事務所の国民年金保険料収納

従来の実施に 要した人員	従来の実施に 要した経費	+	民間事業者 の落札価格
約 1,270 人 (約 330 人)	約 58 億円		約 21 億円

-22 箇所の登記所の登記事項証明書の交付等

従来の実施に	従来の実施に	→	民間事業者		
要した人員	要した経費		の落札価格		
約 160 人	約 18 億円		約 13 億円		
(約 120 人)	נוצאוסוניא		נוצאן טוניות		

()内は常勤職員数

地方公共団体の官民競争入札等

- 〇地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否 かは各地方公共団体の自主的な判断
- ○国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とす るための「法律の特例」を定めることや、法令解釈の明確化 など、環境整備を図る。

地方公共団体関係の決定事項等

1. 窓口関連業務

- 6つの文書(住民票の写し、戸籍謄本など)の申請の受付、 文書の引渡しについて、公共サービス改革法に「法律の特 例」を措置。
- 〇 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付に ついて、申請の受付、文書の引渡しに関する業務を民間委 託できることを明確化。
- 登録・届出・証明書の交付等24事項について、市町村の 適正な管理の下において、申請の受付、文書の引渡しに加 え、台帳の記載、証明書の作成等に関する業務を民間委託 できることを明確化。

2. 徴収関連業務

- 次の公金の徴収関連業務について、民間委託を行うことが できる範囲の明確化や先進事例の周知を実施
- ①地方税、②国民健康保険料等、③公営住宅の滞納家賃、
- 4公立病院の医業未収金

3. 公物管理関連業務

- 次の施設の維持管理業務について、手引きの作成・公表、 先進事例の周知などを実施
 - ① 水道施設、②工業用水道施設、③下水道関連施設

4. 統計調査関連業務

- 〇 次の統計調査関連業務について、民間開放を推進
- ① 総務省所管の指定統計調査
- ② 文部科学省所管の指定統計調査

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共 サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の概要

1. 法律制定の趣旨

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革(競争の導入による公共サービスの改革)を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他の必要な事項を定める。

2. 法律の概要

(1) 国の行政機関等の責務

- ア 国は、基本理念にのっとり、国(独立行政法人等、特殊法人を含む。)の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならないこと。
- イ 国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による 公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可 能とする環境の整備に努めるものとすること。

(2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとすること。

(3) 民間事業者の責務

公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、 当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならない こと。

(4) 公共サービス改革基本方針等

ア 公共サービス改革基本方針

内閣総理大臣は、公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者・地方公共団体からの意見を聴取し、

- (ア)競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置について の計画
- (イ)競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方 公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置につ いての計画
- (ウ) 官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。) の対象として選定した公共サービス(以下「対象公共サービス」という。) の内容及びこれに伴い講ずべき措置
- (エ)廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い講ずべき措置を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、国の行政機関等の長等と協議し、(10)アの機関の議を経て、閣議の決定を求めるものとすること。

イ 地方公共団体における官民競争入札等の実施方針

地方公共団体の長は、官民競争入札等を実施する場合には、官民競争入札等の 対象として選定した特定公共サービスの内容を主な内容とする「実施方針」を作 成するものとすること。

(5) 官民競争入札及び民間競争入札

ア 官民競争入札実施要項等

国の行政機関等の長等は、(4)の「基本方針」において選定された対象公共サービスについて、

- (ア)対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項
- (イ) 官民競争入札等に参加する者の資格に関する事項
- (ウ)対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

等を内容とする「実施要項」を、(10)アの機関の議を経て決定すること。

イ 官民競争入札等への参加

- (ア) 官民競争入札等に参加する民間事業者は、対象公共サービスの質の維持向 上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施方法等及び入札金額 を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出し、申込みを行うこと。
- (イ) 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施方法等及び対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を作成すること。

ウ 落札者等の決定

国の行政機関等の長等は、ア(ウ)の評価基準に従って、イの書類について評価し、(10)アの機関の議を経て、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当該対象公共サービスを実施する者として決定すること。

(6) 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

ア契約

- (ア) 国の行政機関等の長等は、落札した民間事業者と契約を締結し、対象公共 サービスの実施を委託するものとすること。
- (イ) 民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できなかった場合等 には、契約を解除することができるものとすること。

イ 公共サービスの実施

- (ア) 民間事業者は、アの契約に従って、対象公共サービスを実施するものとすること。
- (イ) 民間事業者の役員等について、守秘義務規定及びみなし公務員規定を設けること。

ウ監督

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する ため必要と認められるときは、民間事業者に対し、報告を求め、若しくは民間事 業者の事務所に立ち入り、又は必要な措置をとるべきことを指示することができ るものとすること。

(7) 法令の特例

<u>ア 通則</u>

官民競争入札等により落札した民間事業者が実施する公共サービスについて

は、法令の特例(①財政法の特例、②国家公務員退職手当法の特例等)を適用すること。

イ 特定公共サービス

(ア) 職業安定法の特例

民間事業者による職業紹介事業の取扱い範囲を制限する職業安定法の規定 を適用しないこととすること。

(イ) 国民年金法等の特例

国民年金保険料の納付請求業務については、弁護士以外の者であっても実施できるよう措置するとともに、実施に当たっての行為規制等を適用すること。

(ウ) 戸籍法等の特例

戸籍法等に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し等の業務 を民間事業者も行えるように措置すること。

<u>(8)国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施</u> 等

国の行政機関等は、(5)のイ(イ)の書類の内容に従って、対象公共サービスを 実施するものとすること。

(9) 地方公共団体の特定公共サービスについても、(5) から(8) に準じた規定を設けること。

(10) 官民競争入札等監理委員会等

- ア 内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置し、官民競争入札の公正な実施の監理等を行うものとすること。
- イ 官民競争入札等を実施する地方公共団体に、条例で官民競争入札等の公正な実施の監理等を行う審議会その他の合議制の機関を置くものとすること。

(11) その他

ア 競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置 国は、民間事業者が落札した場合における公務員の配置転換(府省をまたぐ配 置転換を含む。)等の措置を講ずるよう努めるものとすること。

イ 施行期日

公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとすること。